

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替を希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ 検討部門の事務処理</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の検討の結果をもとに、回答書（案）を作成し、照会書の記載事項についてシステムに入力するとともに、照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定に必要と認められる事項等を電磁的記録として登録し、回答書（案）の登録を行うことにより総括関税鑑査官又は総括原産地調査官へ協議するものとする。</p> <p>(注 1) 照会に係る貨物の特性等に鑑み、特定の条件を付して回答することが適当かつ可能と認められる場合には、回答に当たり、当該条件を回答書（案）に明示するものとする。</p> <p>(注 2) 内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に関する照会については、可能な場合に限り、税関限りの意見に基づく情報として回答を行うものとする。</p> <p>(注 3) 「関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定が容易なも</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替を希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ 検討部門の事務処理</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の検討の結果をもとに、回答書（案）を作成し、照会書の記載事項についてシステムに入力するとともに、照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定に必要と認められる事項等を画像情報として入力し、回答書（案）の登録を行うことにより総括関税鑑査官又は総括原産地調査官へ協議するものとする。</p> <p>(注 1) 照会に係る貨物の特性等に鑑み、特定の条件を付して回答することが適当かつ可能と認められる場合には、回答に当たり、当該条件を回答書（案）に明示するものとする。</p> <p>(注 2) 内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に関する照会については、可能な場合に限り、税関限りの意見に基づく情報として回答を行うものとする。</p> <p>(注 3) 「関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定が容易なも</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の」とは、次のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>① 受理税関又は受理税関以外の税関の実績と不統一があり、又は不統一が生ずるおそれのある貨物</p> <p>② 照会者が税関と異なる意見を有し、慎重に検討する必要があると認められる貨物</p> <p>③ 新規に輸入される貨物であって、関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定が困難なもの</p> <p>④ 従前に回答した関税率表適用上の所属区分等又は原産地について疑義が生じ、これと異なる関税率表適用上の所属区分等又は原産地を回答することについて検討する必要があると認められる貨物</p> <p>⑤ その他関税率表適用上の所属区分等又は原産地について慎重に検討する必要があると認められる貨物</p> <p>(ニ) (省略)</p> <p>ロ及びハ (省略)</p> <p>(5)及び(6) (省略)</p> <p>(7) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）及び分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、以前に行った関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）又は原産地に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）について、<u>回答内容の変更又は撤回を検討し、検討部門（当初の照会を受理し、回答した税関の検討部門をいう。）に対し当該変更又は撤回を指示する。</u>また、当該検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</p> <p>(ロ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p>	<p>の」とは、次のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>① 受理税関又は受理税関以外の税関の実績と不統一があり、又は不統一が生ずるおそれのある貨物</p> <p>② 照会者が税関と異なる意見を有し、慎重に検討する必要があると認められる貨物</p> <p>③ 新規に輸入される貨物であって、関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定が困難なもの</p> <p>④ 従前に回答した関税率表適用上の所属区分等又は原産地について疑義が生じ、これと異なる関税率表適用上の所属区分等又は原産地を回答することについて検討する必要があると認められる貨物</p> <p>⑤ その他関税率表適用上の所属区分等又は原産地について慎重に検討する必要があると認められる貨物</p> <p>(ニ) (同左)</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>(5)及び(6) (同左)</p> <p>(7) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）及び分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、以前に行った関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）又は原産地に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）について、<u>回答内容の変更又は撤回を、検討部門（当初の照会を受理し、回答した税関の検討部門をいう。）に対し指示する場合には、当該変更又は撤回の検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</u></p> <p>(ロ) 総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>i 法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C-1000-1）又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（C-1000-3）（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄又は「原産地認定理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。</p> <p>（注）関税率表適用上の所属区分等に関する照会に係る回答書で、当該変更が分類解釈の変更として処理されるものであったときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。</p> <p>さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から3月を経過する日までを限度とする。）及び通関申告予定官署の名称等を朱書し、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p> <p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあっては、</p>	<p>i 法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C-1000-1）又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（C-1000-3）（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄又は「原産地認定理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。</p> <p>（注）関税率表適用上の所属区分等に関する照会に係る回答書で、当該変更が分類解釈の変更として処理されるものであったときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。</p> <p>さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。</p> <p>ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から3月を経過する日までを限度とする。）及び通関申告予定官署の名称等を朱書し、押印した上、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。</p> <p>ii その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあっては、</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記 i により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記 ii により発出した事前教示回答書を変更し、又は撤回する場合の手続は、上記 i 又は ii によるものとする。</p> <p>ロ 法令又は通達の改正により、<u>改正前に文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したのものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）が影響を受ける場合は、上記イ(イ)及び(ロ)の i（(ロ)の i ただし書を除く。）</u>の手続に準じて処理する。</p> <p>(8)～(10) （省略）</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）</p> <p>7-19-2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(2) （省略）</p> <p>(3) 受付</p> <p>イ 照会の受付窓口</p> <p>照会は、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が判明している場合には、原則として当該輸入申告予定官署が所属する税関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を所轄する税関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等において受け付けるものとする。</p> <p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p>	<p>変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、押印した上、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。</p> <p>なお、上記 i により交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記 ii により発出した事前教示回答書を変更し、又は撤回する場合の手続は、上記 i 又は ii によるものとする。</p> <p>ロ 法令又は通達の改正により、<u>改正前に行った回答が影響を受ける場合は、上記イ(イ)及び(ロ)の i（(ロ)の i ただし書を除く。）</u>の手続に準じて処理する。</p> <p>(8)～(10) （同左）</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）</p> <p>7-19-2 インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)～(2) （同左）</p> <p>(3) 受付</p> <p>イ 照会の受付窓口</p> <p>照会は、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が判明している場合には、原則として当該輸入申告予定官署が所属する税関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を所轄する税関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等において受け付けるものとする。</p> <p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(イ) 照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、連絡先電子メールアドレス及び輸入者、輸出者若しくは利害関係者又はこれらの代理人の別</p> <p>(ロ) 照会に係る貨物の説明及び照会者の意見</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定時期及び輸入申告予定官署</p> <p>(ニ) その他参考となる資料の有無</p> <p>ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書」（C-1000-13）又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）」（C-1000-16）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、これらを電磁的記録とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>(注1) 一の照会につき一品目の事前教示とする（セット物品を除く。）。</p> <p>(注2) 関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等の事項又は原産地を認定するために必要があると認められる関係する国における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に記載するものとする。</p> <p>(注3) 照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記7-18の(6)のイからへまでのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載するものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注4) 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を電磁的記録として照会書に添付するものとする。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p>	<p>(イ) 照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、連絡先電子メールアドレス及び輸入者、輸出者若しくは利害関係者又はこれらの代理人の別</p> <p>(ロ) 照会に係る貨物の説明及び照会者の意見</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定時期及び輸入申告予定官署</p> <p>(ニ) その他参考となる資料の有無</p> <p>ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書」（C-1000-13）又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）」（C-1000-16）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、これらを画像情報とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>(注1) 一の照会につき一品目の事前教示とする（セット物品を除く。）。</p> <p>(注2) 関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等の事項又は原産地を認定するために必要があると認められる関係する国における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に記載するものとする。</p> <p>(注3) 照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記7-18の(6)のイからへまでのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載するものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注4) 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を画像情報として照会書に添付するものとする。</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 切替えを希望する旨が記載された照会書による照会については、照会者が切替えを希望しているものとして取り扱う。</p> <p>ロ 上記イの照会のうち、具体的な貨物に係る照会であり、見本の提出を要することなく、一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号又は一の原産地について、文書で回答することが可能であると認められる場合に限り、切替えを行うことができる。</p> <p>なお、首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等は、切替えを行う対象に該当するかどうかについて、必要に応じて総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と協議するものとし、切替えの適切な運営の確保に努めるものとする。受付税関は、切替えの可否について可及的速やかに決定し、照会者に連絡することとする。</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ) 切替えを行うときは、「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）」（C-1000-14）又は「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）（原産地回答用）」（C-1000-17）を作成し、これらを電磁的記録として電子メールにより送付することにより、切替えを行った旨を照会者に対して連絡する。</p> <p>(ロ) 切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る手続に従うものとし、前記7-18の(4)から(10)までの規定による。なお、前記7-18の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税関」とあるのは「受付税関」と、前記7-18の(4)のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記7-18の(7)のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。ただし、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税関官署（受付税関以外の税関が管轄する税関官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとする。なお、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを電磁的記録として添付する。</p> <p>ニ 切替えを行わない場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ) 「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに</p>	<p>イ 切替えを希望する旨が記載された照会書による照会については、照会者が切替えを希望しているものとして取り扱う。</p> <p>ロ 上記イの照会のうち、具体的な貨物に係る照会であり、見本の提出を要することなく、一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号又は一の原産地について、文書で回答することが可能であると認められる場合に限り、切替えを行うことができる。</p> <p>なお、首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等は、切替えを行う対象に該当するかどうかについて、必要に応じて総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と協議するものとし、切替えの適切な運営の確保に努めるものとする。受付税関は、切替えの可否について可及的速やかに決定し、照会者に連絡することとする。</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ) 切替えを行うときは、「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）」（C-1000-14）又は「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）（原産地回答用）」（C-1000-17）を作成し、これらを画像情報として電子メールにより送付することにより、切替えを行った旨を照会者に対して連絡する。</p> <p>(ロ) 切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る手続に従うものとし、前記7-18の(4)から(10)までの規定による。なお、前記7-18の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税関」とあるのは「受付税関」と、前記7-18の(4)のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記7-18の(7)のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。ただし、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税関官署（受付税関以外の税関が管轄する税関官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとする。なお、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを画像情報として添付する。</p> <p>ニ 切替えを行わない場合の手続等については、次による。</p> <p>(イ) 「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（電子メールによる事前照会回答書兼用）」（C-1000-15）又は「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（インターネット事前照会回答書兼用）（原産地回答用）」（C-1000-18）を作成し、これらを電磁的記録として電子メールにより送付することにより、切替えを行うことができない旨及び当該照会に対する回答の内容を照会者に対して連絡する。</p> <p>（ロ） その他の具体的な手続等については、前記7-19-1の(3)及び(4)の規定を準用する。なお、回答を行う際には、関税率表適用上の所属区分等に関する照会については前記7-19-1の(3)のニの(イ)から(ハ)までの、原産地に関する照会については前記7-19-1の(3)のニの(イ)及び(ハ)の注意事項を必ず当該通知書に記載するものとする。</p> <p>（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-19の2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19の3-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の評価回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) 総括関税評価官は、以前に担当税関が行った回答について、回答内容の変更又は撤回を検討し、<u>担当税関に対し当該変更又は撤回を指示する。</u>また、当該検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を関税局に報告するものとする。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ロ 法令の改正により、<u>改正前に文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の評価回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）</u>が影響を受ける場合は、<u>上記イ(ロ)</u></p>	<p>切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（電子メールによる事前照会回答書兼用）」（C-1000-15）又は「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（インターネット事前照会回答書兼用）（原産地回答用）」（C-1000-18）を作成し、これらを画像情報として電子メールにより送付することにより、切替えを行うことができない旨及び当該照会に対する回答の内容を照会者に対して連絡する。</p> <p>（ロ） その他の具体的な手続等については、前記7-19-1の(3)及び(4)の規定を準用する。なお、回答を行う際には、関税率表適用上の所属区分等に関する照会については前記7-19-1の(3)のニの(イ)から(ハ)までの、原産地に関する照会については前記7-19-1の(3)のニの(イ)及び(ハ)の注意事項を必ず当該通知書に記載するものとする。</p> <p>（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-19の2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19の3-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(8) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の評価回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) 総括関税評価官は、以前に担当税関が行った回答について、回答内容の変更又は撤回を、<u>担当税関に対し指示する場合には、回答内容の変更又は撤回の検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を関税局に報告するものとする。</u></p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ロ 法令の改正により、<u>改正前に行った回答が影響を受ける場合は、上記イ(ロ)のi及び(ロ)のiiの手続に準じて処理する。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の i 及び(ロ)の ii の手続に準じて処理する。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(9)～(13) (省略)</p> <p>(関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</p> <p>7-19の3-2 インターネットによる関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受付</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる関税評価に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p> <p>(イ) 照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、連絡先電子メールアドレス及び輸入者、その委任を受けた通関業者又は利害関係者の別</p> <p>(ロ) 照会に係る貨物並びに取引関係者の名称（すべて実名とする。）、及び関係者間の権利・義務等の事実関係、具体的な取引内容の説明、照会事項及び照会者の意見</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定時期及び輸入申告予定官署</p> <p>(ニ) その他参考となる資料の有無</p> <p>ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前指示に関する照会書（関税評価照会用）」(C-1000-19)（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、これらを電磁的記録とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>(注1) 一の照会書につき一取引の事前指示とする。</p> <p>(注2) 照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記7-19の2の(13)のロの(イ)から(ニ)までのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載するもの</p>	<p>ハ (同左)</p> <p>(9)～(13) (同左)</p> <p>(関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等)</p> <p>7-19の3-2 インターネットによる関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受付</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる関税評価に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p> <p>(イ) 照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、連絡先電子メールアドレス及び輸入者、その委任を受けた通関業者又は利害関係者の別</p> <p>(ロ) 照会に係る貨物並びに取引関係者の名称（すべて実名とする。）、及び関係者間の権利・義務等の事実関係、具体的な取引内容の説明、照会事項及び照会者の意見</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定時期及び輸入申告予定官署</p> <p>(ニ) その他参考となる資料の有無</p> <p>ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前指示に関する照会書（関税評価照会用）」(C-1000-19)（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、これらを画像情報とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>(注1) 一の照会書につき一取引の事前指示とする。</p> <p>(注2) 照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記7-19の2の(13)のロの(イ)から(ニ)までのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載するもの</p>



新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>とする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注3) 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を電磁的記録として照会書に添付するものとする。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等 イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手續等については、次による。</p> <p>(イ) 切替えを行うときは、「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）（関税評価回答用）」（C-1000-20）を作成し、これらを電磁的記録として電子メールにより送付することにより、切替えを行った旨を照会者に対して連絡する。</p> <p>(ロ) 切替え後の具体的な手續等については、文書による照会に係る手續（前記7-19の2の(4)から(11)までの規定）に従うものとする。なお、前記7-19の2の(10)のイの規定中「上記(3)により評価照会書を受理して」とあるのは「切替えを行って」と読み替えるものとする。また、回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとする。なお、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを電磁的記録として添付する。</p> <p>ニ 切替えを行わない場合の手續等については、次による。</p> <p>(イ) 「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（インターネット事前照会回答書兼用）（関税評価回答用）」（C-1000-21）を作成し、これらを電磁的記録として電子メールにより送付することにより、切替えを行うことができない旨及び当該照会に対する回答の内容を照会者に対して連絡する。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(減免税に係る事前照会に対する文書回答の手續等)</p> <p>7-19の4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否</p>	<p>とする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注3) 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を画像情報として照会書に添付するものとする。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等 イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 切替えを行う場合の手續等については、次による。</p> <p>(イ) 切替えを行うときは、「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）（関税評価回答用）」（C-1000-20）を作成し、これらを画像情報として電子メールにより送付することにより、切替えを行った旨を照会者に対して連絡する。</p> <p>(ロ) 切替え後の具体的な手續等については、文書による照会に係る手續（前記7-19の2の(4)から(11)までの規定）に従うものとする。なお、前記7-19の2の(10)のイの規定中「上記(3)により評価照会書を受理して」とあるのは「切替えを行って」と読み替えるものとする。また、回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとする。なお、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを画像情報として添付する。</p> <p>ニ 切替えを行わない場合の手續等については、次による。</p> <p>(イ) 「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（インターネット事前照会回答書兼用）（関税評価回答用）」（C-1000-21）を作成し、これらを画像情報として電子メールにより送付することにより、切替えを行うことができない旨及び当該照会に対する回答の内容を照会者に対して連絡する。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(減免税に係る事前照会に対する文書回答の手續等)</p> <p>7-19の4 文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に関する照会及び回答の手續等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19の5-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手續は、次による。</p> <p>(イ) 統括審査官（減免税総括部門）は、以前に行った事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）について、回答内容の変更又は撤回を検討し、<u>検討部門（当初の照会を受理し、回答した税関の検討部門をいう。）</u>に対し当該変更又は撤回を指示する。また、当該検討に際し、<u>必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</u></p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ロ 法令の改正により、<u>改正前に文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）が影響を受ける場合は、上記イ（iのただし書を除く。）の手續に準じて処理する。</u></p> <p>(7)及び(8) (省略)</p> <p>（減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手續等）</p> <p>7-19の5-2 インターネットによる減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手續等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受付</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる、輸入される貨物の減免税の適用の可否に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p>	<p>に関する照会及び回答の手續等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19の5-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手續は、次による。</p> <p>(イ) 統括審査官（減免税総括部門）は、以前に行った事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）について、回答内容の変更又は撤回を、<u>検討部門（当初の照会を受理し、回答した税関の検討部門をいう。）</u>に対し指示する場合には、<u>当該変更又は撤回の検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。</u></p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ロ 法令の改正により、<u>改正前に行った回答が影響を受ける場合は、上記イ（iのただし書を除く。）の手續に準じて処理する。</u></p> <p>(7)及び(8) (同左)</p> <p>（減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手續等）</p> <p>7-19の5-2 インターネットによる減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手續等については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受付</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 照会の方法</p> <p>インターネットによる、輸入される貨物の減免税の適用の可否に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(イ) 照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、連絡先電子メールアドレス及び輸入者、輸出者若しくは利害関係者又はこれらの代理人の別</p> <p>(ロ) 照会内容</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定時期及び輸入申告予定官署</p> <p>(ニ) 類似の貨物に係る輸入実績の有無及び減免税の適用についての税関への照会実績の有無</p> <p>(ホ) その他参考となる資料の有無</p> <p>ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書（減免税照会用）」（C-1000-25）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、これらを電磁的記録とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>(注1) 減免税の適用の可否を決定するために必要があると認められる当該貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等の事項については詳細に記載するものとする。</p> <p>(注2) 照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記7-19の4の(5)のハの(イ)から(ハ)までのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載するものとする。なお、照会内容及び回答内容の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注3) 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を電磁的記録として照会書に添付するものとする。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等 イ及びロ （省略） ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。 (イ) 切替えを行うときは、「インターネットによる照会を文書による</p>	<p>(イ) 照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、連絡先電子メールアドレス及び輸入者、輸出者若しくは利害関係者又はこれらの代理人の別</p> <p>(ロ) 照会内容</p> <p>(ハ) 照会に係る貨物の輸入予定時期及び輸入申告予定官署</p> <p>(ニ) 類似の貨物に係る輸入実績の有無及び減免税の適用についての税関への照会実績の有無</p> <p>(ホ) その他参考となる資料の有無</p> <p>ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書（減免税照会用）」（C-1000-25）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、これらを画像情報とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。</p> <p>(注1) 減免税の適用の可否を決定するために必要があると認められる当該貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等の事項については詳細に記載するものとする。</p> <p>(注2) 照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記7-19の4の(5)のハの(イ)から(ハ)までのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載するものとする。なお、照会内容及び回答内容の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注3) 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を画像情報として照会書に添付するものとする。</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) 文書による照会に準じた取扱いへの切替え等 イ及びロ （同左） ハ 切替えを行う場合の手続等については、次による。 (イ) 切替えを行うときは、「インターネットによる照会を文書による</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）（減免税回答用）」（C-1000-26）を作成し、これらを電磁的記録として電子メールにより送付することにより、切替えを行った旨を照会者に対して連絡する。</p> <p>（ロ）切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る手続に従うものとし、前記7-19の4の(4)から(8)までの規定による。なお、前記7-19の4の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税関」とあるのは「受付税関」と、前記7-19の4の(4)のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記7-19の4の(6)のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。ただし、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税関官署（受付税関以外の税関が管轄する税関官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとする。なお、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを電磁的記録として添付する。</p> <p>ニ 切替えを行わない場合の手続等については、次による。</p> <p>（イ）「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（電子メールによる事前教示回答書兼用）（減免税回答用）」（C-1000-27）を作成し、これらを電磁的記録として電子メールにより送付することにより、切替えを行うことができない旨及び当該照会に対する回答の内容を照会者に対して連絡する。</p> <p>（ロ）（省略）</p>	<p>照会に準じた取扱いに切り替えた旨のお知らせ（通知）（減免税回答用）」（C-1000-26）を作成し、これらを画像情報として電子メールにより送付することにより、切替えを行った旨を照会者に対して連絡する。</p> <p>（ロ）切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る手続に従うものとし、前記7-19の4の(4)から(8)までの規定による。なお、前記7-19の4の(4)のイの(ハ)の規定中「受理税関」とあるのは「受付税関」と、前記7-19の4の(4)のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記7-19の4の(6)のイの(イ)の規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。ただし、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税関官署（受付税関以外の税関が管轄する税関官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとする。なお、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを画像情報として添付する。</p> <p>ニ 切替えを行わない場合の手続等については、次による。</p> <p>（イ）「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（電子メールによる事前教示回答書兼用）（減免税回答用）」（C-1000-27）を作成し、これらを画像情報として電子メールにより送付することにより、切替えを行うことができない旨及び当該照会に対する回答の内容を照会者に対して連絡する。</p> <p>（ロ）（同左）</p>
<p style="text-align: center;">第6章 通関</p> <p style="text-align: center;">第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（輸出差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69の4-6 前記69の4-2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）」</p>	<p style="text-align: center;">第6章 通関</p> <p style="text-align: center;">第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（輸出差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69の4-6 前記69の4-2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）」</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>差止申立書」（「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 利害関係者による意見書の提出</p> <p>イ 利害関係者意見書の提出</p> <p>利害関係者が輸出差止申立てについて意見を述べることを希望する場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出するよう求めるものとする。</p> <p>ロ 提出期限の延長</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限を超えて意見書の提出の申出があった場合には、提出期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出するよう求めるものとし、税関ホームページで明示した公表日から起算して25日（行政機関の休日を含まない。以下ハにおいて同じ。）を経過する日までの間で適当と認める期限を付して意見書の提出を認めて差し支えない。</u></p> <p>ハ 利害関係者意見書の補正</p> <p>上記イ及びロにより<u>意見書を提出した利害関係者は、税関ホームページで明示した公表日から起算して25日を経過する日までは意見書を補正することができる。</u></p> <p>ただし、<u>申立先税関の本関知的財産調査官は、当該利害関係者が意見書を補正する意思がないことを確認した場合は、上記期限の経過を待つことなく事務を処理して差し支えない。</u></p> <p>ニ （省略）</p> <p>(5) 利害関係者意見書の開示</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見書の写しを速やかに総括知的財産調査官に送付するとともに、その写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立</p>	<p>差止申立書」（「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 利害関係者による意見書の提出</p> <p>イ 利害関係者からの意見書提出</p> <p>利害関係者が輸出差止申立てについて意見を述べることを希望する場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出するよう求めるものとする。</p> <p>ロ <u>意見書提出期限の延長</u></p> <p>上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限を超えて意見書の提出の申出があった場合には、<u>提出期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、適当と認める期限を付して意見書の提出を認めて差し支えない。</u></p> <p>ハ 利害関係者からの補正意見書の提出</p> <p>上記(1)により<u>期限内に意見を提出した利害関係者から補正意見書の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税関ホームページで明示した公表日から起算して25日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日までに補正意見書を提出することができる。</u></p> <p>ただし、当該利害関係者が<u>補正意見書を提出する意思がないことを確認した場合は、上記期限の経過を待つことなく事務を処理して差し支えない。</u></p> <p>ニ （同左）</p> <p>(5) 利害関係者意見書の開示</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見書（<u>補正意見書を含む。</u>）の写しを速やかに総括知的財産調査官に送付するとともに、その写しの交付等により申立人に開示するものとする。た</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69の13-6 前記69の13-2の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 利害関係者による意見書の提出</p> <p>イ 利害関係者意見書の提出</p> <p>利害関係者が輸入差止申立てについて意見を述べることを希望する場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出するよう求めるものとする。</p> <p>ロ 提出期限の延長</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、<u>上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限を超えて意見書の提出の申出があった場合には、提出期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出するよう求めるものとし、税関ホームページで明示した公表日から起算して25日（行政機関の休日を含まない。以下ハにおいて同じ。）を経過する日までの間で適当と認める期限を付して意見書の提出を認めて差し支えない。</u></p> <p>ハ 利害関係者意見書の補正</p> <p>上記イ及びロにより意見書を提出した利害関係者は、<u>税関ホームペ</u></p>	<p>だし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69の13-6 前記69の13-2の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 利害関係者による意見書の提出</p> <p>イ 利害関係者からの意見書提出</p> <p>利害関係者が輸入差止申立てについて意見を述べることを希望する場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出するよう求めるものとする。</p> <p>ロ <u>意見書提出期限の延長</u></p> <p>上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限を超えて意見書の提出の申出があった場合には、<u>提出期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、適当と認める期限を付して意見書の提出を認めて差し支えない。</u></p> <p>ハ 利害関係者からの補正意見書の提出</p> <p>上記(1)により期限内に意見を提出した利害関係者から補正意見書の</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ージで明示した公表日から起算して 25 日を経過する日までは意見書を補正することができる。</p> <p>ただし、<u>申立先税関の本関知的財産調査官は、当該利害関係者が意見書を補正する意思がないことを確認した場合は、上記期限の経過を待つことなく事務を処理して差し支えない。</u></p> <p>ニ（省略）</p> <p>(5) 利害関係者意見書の開示</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見書の写しを速やかに総括知的財産調査官に送付するとともに、その写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p>	<p><u>提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税関ホームページで明示した公表日から起算して 25 日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日までに補正意見書を提出</u>することができる。</p> <p>ただし、当該利害関係者が<u>補正意見書を提出</u>する意思がないことを確認した場合は、上記期限の経過を待つことなく事務を処理して差し支えない。</p> <p>ニ（同左）</p> <p>(5) 利害関係者意見書の開示</p> <p>申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見書（<u>補正意見書を含む。</u>）の写しを速やかに総括知的財産調査官に送付するとともに、その写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めることができるものとする。</p>